

香川県屋外広告物条例改正説明会

高松会場 平成30年6月4日

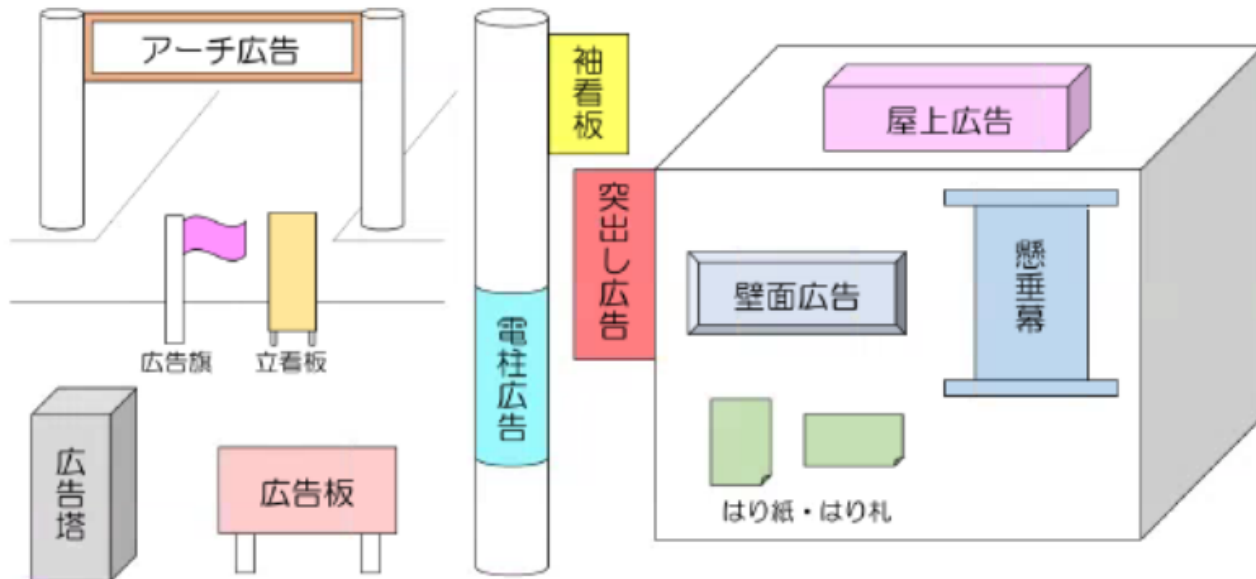
丸亀会場 平成30年6月5日

香川県土木部都市計画課

屋外広告物とは

屋外広告物の種類

【例】



屋外広告物の定義

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、建物その他の工作物等の掲出、表示されたもの、これらに類するもの



営利、非営利は問わず、①～④を満たすものは屋外広告物に該当する。

屋外広告物制度とは

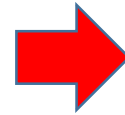
屋外広告物法の目的 (法第1条)

①良好な景観の形成と風致の維持

➡ 景観を阻害しないよう規制する

②公衆に対する危害の防止

➡ 老朽化したり、落下しそうな広告物の安全確保



具体的な施策

①屋外広告物に対する規制

禁止区域、許可地域、禁止物件など

②屋外広告物の適正化

- ・屋外広告業の登録
- ・5年ごとの更新
- ・業務主任者の設置



いずれも地方自治体が定める条例等にて具体的な規制内容を定める

屋外広告物制度とは

【屋外広告物法】

地方自治体が条例を制定する場合の基準となる事項を定めるもの。

⇒実際の屋外広告物規制は、地方公共団体が法に基づき条例や規則等を定めて行っている。

【香川県内の制定状況】

- 香川県(都道府県)……………昭和45年施行
- 高松市(中核市)……………平成11年施行

※各条例、規則は国が示している屋外広告物条例ガイドラインを参考に定めている。

香川県屋外広告物条例の規制

【許可地域(条例第6条)】

広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするとき、**知事の許可が必要な地域**

- ①道路、鉄道、軌道及び索道で知事が指定する区間
- ②道路、鉄道、軌道及び索道に接続する地域のうち知事が指定する区域
- ③景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画の区域のうち知事が指定する区域
- ④良好な景観を形成し、又は風致を維持するため知事が指定する区域

※広告物を表示等できない地域(禁止区域:条例第4条)や広告物を表示等できない物件(禁止物件:条例第5条)があるので、ご注意ください。

香川県屋外広告物規制図

凡 例

区域区分	許可範囲の半径(道路からの距離)	備考
許可区域(市街地区域)	100m	商業施設自動車通車可
許可区域(市街地区域以外)	500m	住宅街等
許可区域(市街地区域以外)	200m	その他
許可区域(市街地区域以外)	100m	その他
禁止区域(高規格)		
禁止区域(景観)		
禁止区域(文化)		
禁止区域(自然)		
禁止区域(環境)		

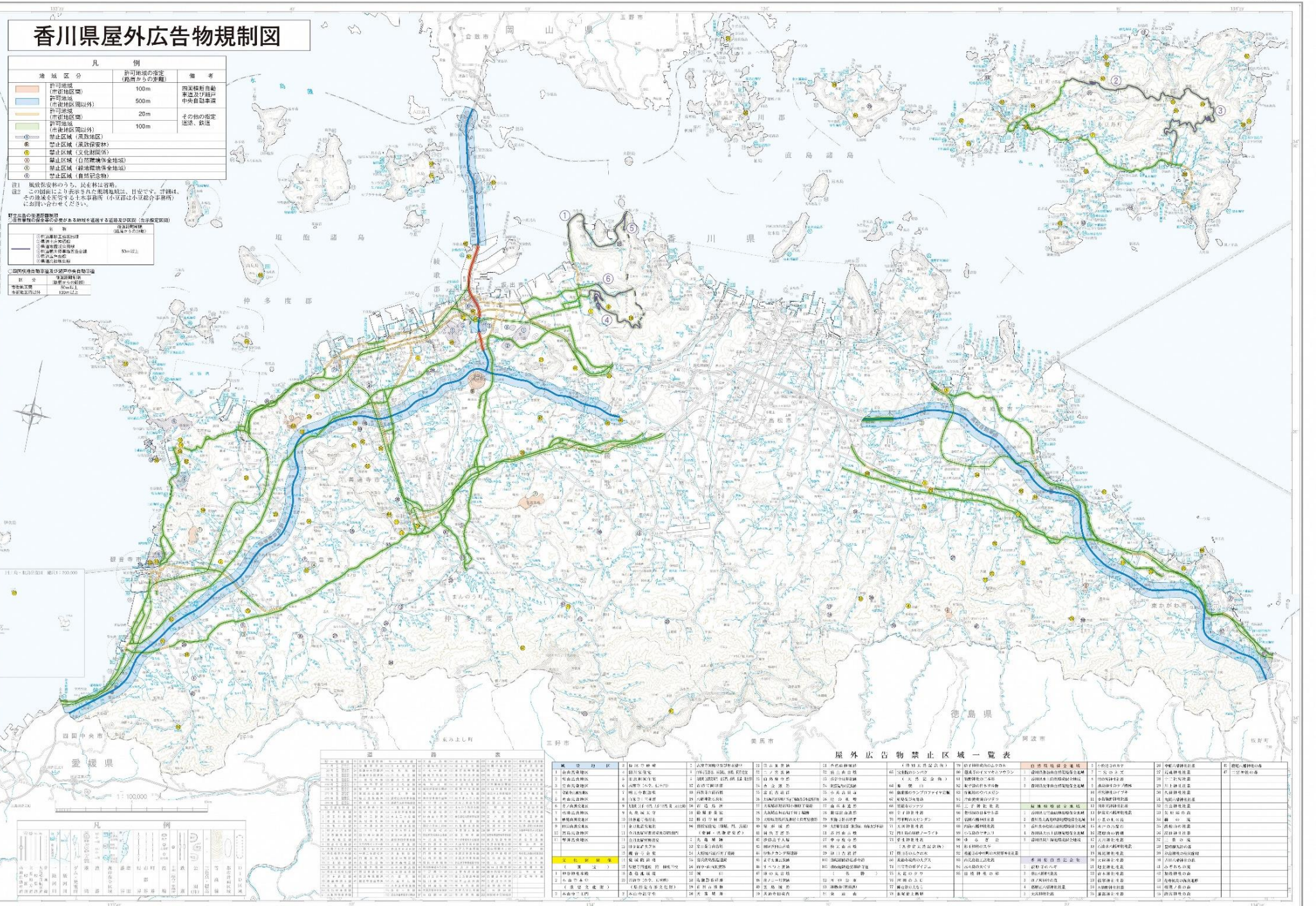
注1 規制区域のうち、括弧内は名称。
注2 この図面に示す規制区域は、国土地院院図(1:50,000)を基に、各自治体の条例に基づき作成したものである。市町村単位で異なる場合がある。

禁止区域の指定種別

1	商業施設自動車通車可
2	商業施設自動車通車不可
3	住宅街等
4	その他

許可区域の指定種別

1	商業施設自動車通車可
2	商業施設自動車通車不可
3	住宅街等
4	その他



屋外広告物禁止区域一覧表

自治体	禁止区域	種別	備考
香川県	1	1	商業施設自動車通車可
香川県	2	2	商業施設自動車通車不可
香川県	3	3	住宅街等
香川県	4	4	その他
香川県	5	5	その他
香川県	6	6	その他
香川県	7	7	その他
香川県	8	8	その他
香川県	9	9	その他
香川県	10	10	その他
香川県	11	11	その他
香川県	12	12	その他
香川県	13	13	その他
香川県	14	14	その他
香川県	15	15	その他
香川県	16	16	その他
香川県	17	17	その他
香川県	18	18	その他
香川県	19	19	その他
香川県	20	20	その他
香川県	21	21	その他
香川県	22	22	その他
香川県	23	23	その他
香川県	24	24	その他
香川県	25	25	その他
香川県	26	26	その他
香川県	27	27	その他
香川県	28	28	その他
香川県	29	29	その他
香川県	30	30	その他
香川県	31	31	その他
香川県	32	32	その他
香川県	33	33	その他
香川県	34	34	その他
香川県	35	35	その他
香川県	36	36	その他
香川県	37	37	その他
香川県	38	38	その他
香川県	39	39	その他
香川県	40	40	その他
香川県	41	41	その他
香川県	42	42	その他
香川県	43	43	その他
香川県	44	44	その他
香川県	45	45	その他
香川県	46	46	その他
香川県	47	47	その他
香川県	48	48	その他
香川県	49	49	その他
香川県	50	50	その他

凡 例

1	商業施設自動車通車可
2	商業施設自動車通車不可
3	住宅街等
4	その他

香川県屋外広告物条例の規制

【禁止広告物(条例第9条)】

表示し、又は掲出してはならない広告物

- ① 著しく汚染し、色があせ、又は塗料等のはく離したものの
- ② 著しく破損し、故障し、又は老朽したものの
- ③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機、道路標識、踏切遮断機又は踏切警報機の効用を妨げるおそれのあるもの
- ⑤ 道路の見通しを妨げ、交通安全を阻害するおそれのあるもの



危険な広告物は設置
できない取扱いに留意

香川県屋外広告物条例の規制

【適用除外(条例第7条)】

日常生活を営む上で必要最小限のものについては、規制の適用が除外されます

(1) 禁止物件、禁止地域、許可地域に許可不要で表示ができるもの(例)

- ①法令の規定により設置するもの
- ②国又は地方公共団体が公共的目的をもって設置するもの
- ③公職選挙法の選挙運動のためのポスターなど
- ④管理用広告物※
- ⑤公益上必要なものに寄贈者名等を表示するもの※

(2) 禁止地域、許可地域に許可不要で表示できるもの(例)

- ①自家用広告物※
- ②冠婚葬祭のため一時的に設置するもの
- ③講演会等のため会場の敷地内に設置するもの
- ④人又は表示されるプラカード等
- ⑤車両、船舶などに表示されるもの
- ⑥工事現場の仮囲いに表示される広告物※(条例改正で追加)

※については、規則に定める基準に適合するものに限りです。

屋外広告物の落下事故について

- ・ **札幌市の落下事故** (27年2月15日) 飲食店の看板が落下し、通行人の頭部に当たり重症 → 29年3月13日札幌地裁: 副店長に罰金40万円の有罪判決 (控訴審でも同じ判断、刑の確定)
- ・ 屋外広告物の適切な安全管理が全国的な課題

<国の動き>

- ・ 安全対策の徹底を自治体へ通知: 設置者に点検の実施を指導すること。
- ・ **安全管理ガイドブックの策定**

<香川県の取組>

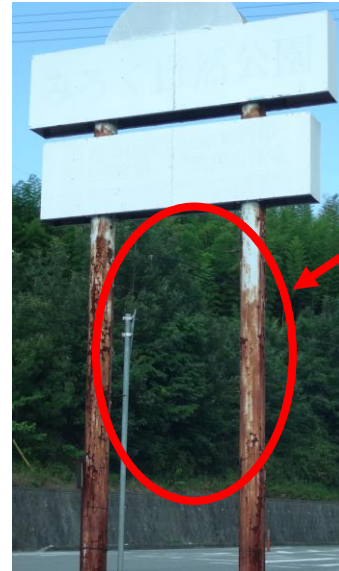
- 落下事故を受けて、一斉点検の実施を依頼した(27年3月)
改善が必要な広告物には、改善を指導した。

屋外広告物の落下事故について

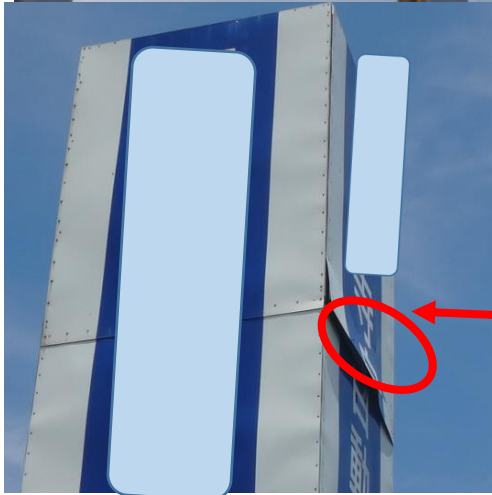
即時修理が必要な広告物の特徴と状況



・ジョイント部分が錆で腐食し、落下の可能性はある



・広告の柱に錆が回っている



・広告パネルの取り付けが不十分で、強風によって剥離し、落下したり、飛ぶ可能性がある

屋外広告物の安全対策について

- ・ 国の屋外広告物条例ガイドラインの改正（平成28年4月）

<内容>

- ・ 広告物の設置者に加え、所有者等にも管理義務があることを明確化
- ・ 所有者等の点検義務を追加し、その点検は屋外広告士など安全に関する専門的知識を有するものに限るとした
- ・ 点検結果の知事への報告義務を規定



ガイドラインの改正を受け、各自治体でも条例改正の動き

- ・ 28年12月議会:大分県
- ・ 29年 2月議会:青森県、新潟県、長野県、長崎県
- ・ 29年 9月議会:宮城県
- ・ 29年12月議会:秋田県、愛知県
- ・ 30年 2月議会:香川県、山形県、三重県

※ガイドライン通知の前に愛媛県で改正済み(28年10月施行)

これまでの香川県屋外広告物条例・規則

1 管理義務

屋外広告物の表示者、設置者、管理者に対して、広告物を良好な状態に保持することを義務付け

2 広告物管理者の設置

知事の許可を受けた屋外広告物の表示者、設置者に対して、広告物の安全対策を担う広告物管理者の設置を義務付け

3. 点検結果の報告

知事の許可を受けた屋外広告物の更新の許可申請の際に、許可更新申請書裏面の点検結果を記載

香川県屋外広告物条例・規則の改正概要

1. 点検義務の制度化(平成30年3月23日施行)

屋外広告物の表示者、設置者、管理者に対して、**広告物の劣化の状況を点検**することを義務付け

→ はり紙等の簡易広告物を除く**全ての広告物が点検の対象、許可の要・不要を問わない**

2. 有資格者による点検

地上から広告物の上端までの高さが4mを超える広告物について、一定の有資格者による点検を義務付け

【点検者資格】

屋外広告士、1級又は2級建築士、建築物調査員、第1種又は第2種電気工事士、屋外広告物点検技能講習の修了者

3. 点検結果の報告義務(平成30年10月1日施行)

知事の許可を受けた屋外広告物の表示者、設置者に対して、更新の許可申請の際に、**申請前**

3ヶ月以内に実施した点検の結果を記録した「安全点検報告書」の提出を義務付け

点検結果の報告義務は、**平成30年10月1日以降に許可更新申請書が提出されるものから適用**

1 点検義務について

屋外広告物の表示者、設置者、管理者に対して、広告物の劣化の状況を点検することを義務付け

点検が必要な広告物 → 下記の広告物を除く**全ての広告物が対象**

【点検の対象から除外される広告物】

はり紙、はり札、広告旗、立看板、広告幕、電柱巻付け広告、壁面等に直接塗装した広告、アドバルーン



許可不要の自家用広告物等も点検を実施する必要がある。

【条例】

(管理義務)

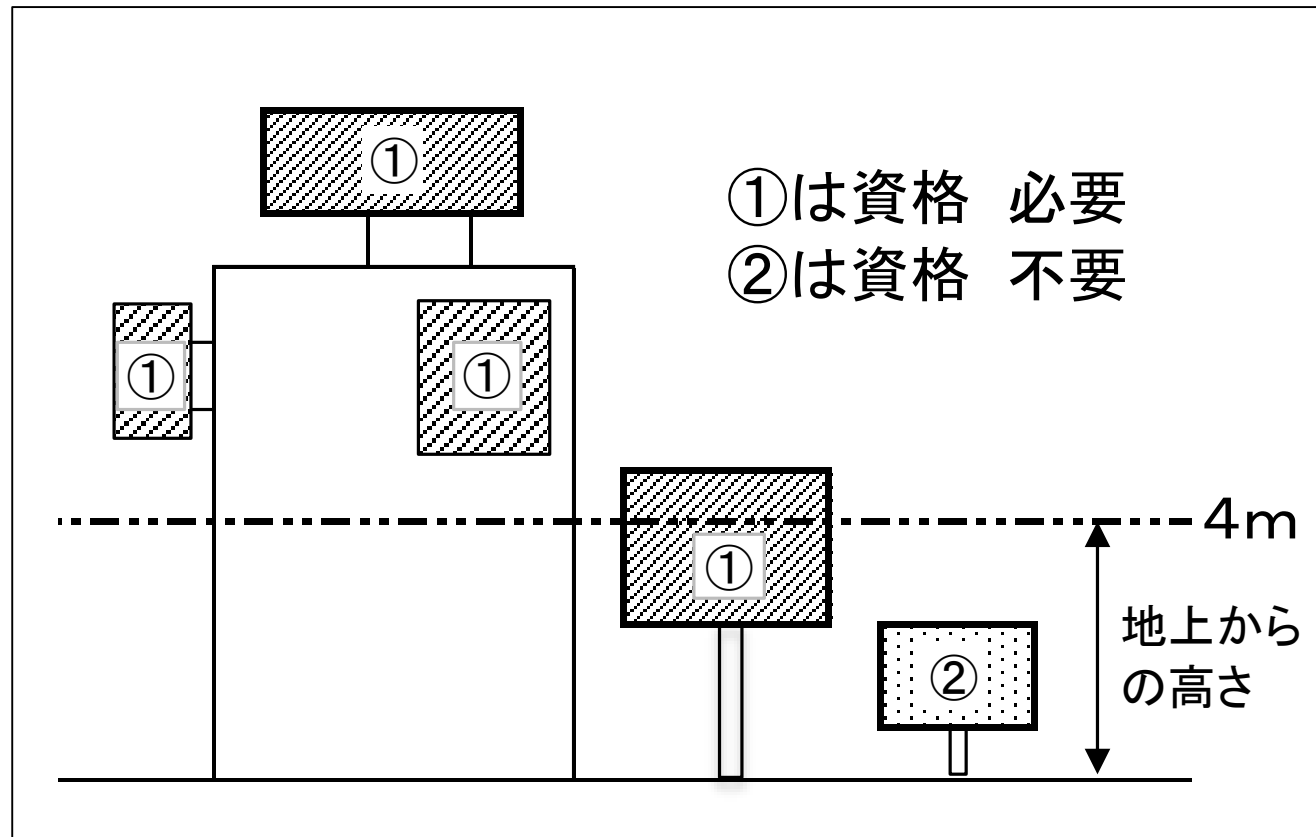
第15条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者(以下「広告物表示者等」という。)は、当該広告物又は掲出物件の補修その他必要な管理を怠らないようにし、これらを安全かつ良好な状態に保持しなければならない。

(点検義務)

第15条の2 広告物表示者等は、広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部等の損傷、腐食その他の劣化の状況を点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 有資格者の点検について

地上から広告物の上端までの高さが4mを超える広告物は、有資格者が点検を実施しなければならない。



2 有資格者の点検について

点検者に求められる資格	資格の内容
屋外広告士	屋外広告物の製作・施工に関する総合的な知識及び技術を有することを認定する資格。試験に合格する必要がある。 試験の実施機関は、屋外広告物法に基づき国土交通省から(一社)日本屋外広告業団体連合会が指定を受けている。
1級又は2級建築士	建築士法に基づく国家資格
建築物調査員	建築基準法第12条第1項に基づく特定建築物の定期調査を行う有資格者として、特定建築物調査員資格者証を交付された者
第1種又は第2種電気工事士	電気工事士法に基づく国家資格
屋外広告物点検技能講習の修了者	「屋外広告物条例ガイドライン(案)」に準拠した講習。点検基準、材料・構造・電気特性、法規条例、点検の準備手順、看板種類毎の点検ポイントなどを学ぶもの。受講者には修了証が交付される。 (一社)日本屋外広告業団体連合会と(公社)日本サイン協会が連携して全国各地で開催している。

3 点検結果の報告義務について

知事の許可を受けた屋外広告物の表示者、設置者に対して、**更新の許可申請の際に、申請前3ヶ月以内に実施した点検の結果を記録した「安全点検報告書」の提出が義務付けられます。**(平成30年10月1日以降に許可更新申請書が提出されるものから適用されます。)

- 新たに安全点検報告書(第6号様式の2)を規則で定め、許可更新申請書(第2号様式)の様式を改正し、裏面の「広告物等の現況点検結果」欄を削除
- 平成30年9月30日までの許可更新申請は、改正前の許可更新申請書の裏面による点検結果の報告(点検者の資格は問わない)

	平成30年9月30日までの更新許可申請	平成30年10月1日からの更新許可申請
更新許可申請書様式	(改正前)屋外広告物許可更新申請書 (第2号様式)	(改正後)屋外広告物許可更新申請書 (第2号様式)
点検結果報告様式	(改正前)屋外広告物許可更新申請書 (第2号様式)裏面	(新設) 屋外広告物安全点検報告書(点検した箇所のカラー写真を添付) (第6号様式の2)
点検実施時期	規定なし	更新許可申請前3ヶ月以内に実施
点検者の資格	資格を問わない	地上高4mを超えるものは有資格者が点検

許可更新申請は、許可期間満了日の90日前から行うことができます。

3 点検結果の報告義務について

【点検箇所及び点検項目】

点検箇所	点検項目
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき
	3 鉄骨のさび、塗装の老朽化
支持部	1 鉄骨接続部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間
	2 鉄骨接続部(ボルト・ナット・ビス)の緩み、欠落
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常
広告板	1 表示面版・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
	2 側板、表示面版押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水
	3 周辺機器の劣化、破損
その他	1 付属部材(装飾・振れ止め棒・鳥よけ・その他付属品)の腐食、破損
	2 避雷針の腐食、損傷
	3 その他点検した事項()

【点検方法】

国土交通省都市局が公表している「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」を参考に点検を実施して、当該広告物を安全かつ良好な状態に保持してください。

【点検時期】

点検頻度は表示者等の判断によりますが、更新の許可申請時に、点検結果の報告を要するものについては、少なくとも許可更新申請書を土木事務所等へ提出する3ヶ月以前の期間内には点検を実施する必要があります。

広告物が安全かつ良好な状態となるよう日頃の管理・点検が必要です。

3 点検結果の報告義務について

【屋外広告物安全点検報告書について】

条例上、屋外広告物を安全かつ良好な状態に保持するという管理義務は、表示者、設置者、管理者に課されており、この安全点検報告書は同者の責任のもと、当該屋外広告物が安全かつ良好な状態であることを許可権者に報告するものです。

この安全点検報告書のための点検を含め、広告物が安全かつ良好な状態となるよう日頃の管理・点検をお願いします。

- 報告者は、広告物の表示者又は設置者となります。
- 地上から広告物の上端までの高さが4mを超えるものについては、点検者の資格を証する書面の写しを添付してください。

【点検の結果】について

- 異常有りの場合は、実施した補修の内容や今後の対応等を改善の概要欄に記載してください。
 - 「早急に改善をしなければ安全上支障のある異常」が見られた場合
 - ⇒ 直ちに補修又は除却を行ってください。安全な状態を確認した上で許可を行うこととなります。
 - 「安全上支障のない軽度な異常」が見られた場合
 - ⇒ その旨を記載し、経過観察等の今後の対応を明記してください。
- 特記事項(点検結果への対応、安全性の判断等)があれば、特記事項欄に記載してください。

【別紙】 点検及び改善状況の写真について

- 広告物の全景写真と点検を行った箇所カラー写真を添付してください。
- 補修等の改善措置を実施した場合は、当該箇所の点検時の写真と改善措置実施後の写真を添付してください。

許可申請・点検結果報告窓口

表示設置場所	土木事務所名	電話番号
直島町	高松土木事務所 管理課	087(889)8902
丸亀市、坂出市、善通寺市、 宇多津町、綾川町、琴平町、 まんのう町	中讃土木事務所 管理課	0877(46)7469
三豊市、観音寺市	西讃土木事務所 総務課	0875(25)5261
さぬき市、東かがわ市、三木 町	長尾土木事務所 総務課	0879(52)2585
土庄町、小豆島町	小豆総合事務所 用地管理課	0879(62)1334

※高松市は独自の屋外広告物条例を制定していますので、県条例の適用はありません。高松市の条例については、高松市都市計画課(TEL087-839-2455)にお問い合わせください。

屋外広告物条例・規則の改正概要

○屋外広告物の種類と義務の関係

		許可申請		管理義務	点検義務	点検実施するための資格	点検結果の報告義務
簡易広告物	自家用広告	不要		○	—	—	—
	一般広告	必要		○	—	—	—
簡易広告物以外	自家用広告 ・高さ10m以下 ・面積30㎡以下	不要	地上高4m以下	○	○	—	—
			地上高4m超			○	—
	自家用広告 (上記以外) 一般広告	必要	地上高4m以下	○	○	—	○
			地上高4m超			○	○

屋外広告物の安全点検について

看板の落下は危険です。会社やお店の信用も落とします！

危険な兆候を点検する

サビ

鉄骨やボルトのサビは、破損の前兆



汚れ

サビ汁がたれていたら、内部が腐食しているかも



ズレ・はく離

盤面のズレや取付具の欠落は落下の前触れ



参考 点検にあたって

○ 点検にあたっては、国土交通省都市局が公表している「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」とともに、「看板の安全管理ガイドブック」をご参照ください。(点検チェックポイント・事故を掲載)

○ これは、屋外広告物に携わる学識経験者、国土交通省、地方自治体の屋外広告行政担当者及び業界関係者により組織された全国的な産学官連携ネットワークである「屋外広告物適正化推進委員会」(事務局:一般社団法人日本屋外広告業団体連合会)により作成されたものです。



最後に

点検は、屋外広告物を安全に保つための「手段」であり「目的」ではありません。

万が一、屋外広告物が落下し、人に怪我を負わせると会社やお店の**信用も落としてしまいます**。

「点検したから安心」と過信せず、**日頃の管理**を心がけてください。